

# 泉南市議会基本条例逐条解説

## (前文)

日本国憲法は、地方公共団体の長、その議会の議員を住民の直接選挙によって選ぶ二元代表制を定めています。

泉南市民による直接選挙で選ばれた議員により構成される泉南市議会は、市長その他の執行機関と対等な機関として、市政運営に関する監視や政策提言を行い、市民の負託に応え、泉南市の意思決定機関としての責任を果たさなければなりません。

そのため泉南市議会は、これまでに取り組んできた様々な改革に加え、今後も議員一人ひとりが資質の向上に努め、議会自らが不断の改革を推進していかなければなりません。

また泉南市議会は、市民に対し情報の公開や発信を積極的に行うとともに、市民に対し意見を幅広く聴く場を提供し、市民の市政への参加を積極的に推進していく必要があります。

よって泉南市議会は、政策立案能力や調査機能を高め、「市民の意思を幅広く市政に反映する議会」、「公正性、透明性及び信頼性が高く市民に開かれた議会」、「市民と協働する議会」を目指し、「市民から信頼され、市民の幸せを実現する議会」となることを決意し、本条例を制定します。

## 【解説】

前文は、条例制定の趣旨、理念、目的などを述べた文章で、各条文の解釈の基準となるものです。

泉南市議会基本条例の前文では、まず、二元代表制の観点から市長その他の執行機関と議会との関係、議会及び議員のあり方について述べています。

そして、これから泉南市議会が目指すべき姿である、「市民の意思を幅広く市政に反映する議会」、「公正性、透明性及び信頼性が高く市民に開かれた議会」、「市民と協働する議会」について述べるとともに、本条例を制定する目的が、最終的には、泉南市議会が「市民から信頼され、市民の幸せを実現する議会」となることを宣言しています。

## 【用語解説】

### 二元代表制

地方公共団体の長とその議会の議員がそれぞれ直接選挙によって選ばれ、ともに市民に対してその政治的責任を負うこと。

### 市長その他の執行機関

市長及び行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等）

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

### 【解説】

本条は、条例を制定する目的を定めるもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

この条例は、議会と議員の活動原則や議会の役割に関する基本的事項を定め、それに沿って議会が活動し、市民の負託に応えることにより、最終的に泉南市の発展と市民全体の幸せを実現することを目的としています。

### 【用語解説】

#### 市民

泉南市内に居住する者、在勤又は在学する者、市内で事業又は活動を行う者

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、積極的な情報発信と説明責任を果たすこと。
- (2) 市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、政策立案又は政策提言（以下「政策立案等」といいます。）を積極的に行うこと。
- (3) 議事機関としての責務を果たすと同時に、その活性化に努めること。

### 【解説】

本条は、議会としての責務を果たすため、その活動上、必要な原則を定めています。

議会として、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に対する的確な情報発信と、説明責任を果たすと同時に、政策立案又は政策提言を積極的に行うことにより、議事機関としての役割を果たすことを定めています。

### 【用語解説】

#### 政策立案

市政にかかる課題の解決を図るため、議員自らが、条例案等を作成し議会に提案すること。

#### 政策提言

市政にかかる課題の解決を図るため、市長に対して、一般質問等で必要と思われる政策を提案すること。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。

- (1) 市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握し、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議会が合議制の機関であることを十分認識し、活発な議論を行うこと。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質向上に努めること。

### 【解説】

本条は、議員としての責務を果たすため、その活動上、必要な原則を定めています。

議員として、市政全般の課題や市民の意見及び要望を的確に把握し、市民の代表として、市民全体の福祉の向上を目指すことを定めています。

さらに、議員間の議論、意見調整等を活発に行うことの必要性を認識し、日々の調査や研修に努めることによって、自らの資質を高め、強い責任感をもって誠実に議員活動を行うことを定めています。

### 【用語解説】

#### 合議制

複数の人による協議によって物事を決定し行うこと。議会の他に、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会等が合議制を行っています。

### (会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

- 2 会派は、主として議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとします。
- 3 議長は、意見調整の必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催することができるものとします。

### 【解説】

本条は、議会における会派の位置づけと機能を定めています。

議会活動を円滑に行うため、議員は会派を結成することができます。また、会派は、議会運営、政策立案又は政策提言に関し、会派間の合意形成に努めることとします。さらに、必要に応じて、意見調整のため、会派の代表者による会議を開催することができます。

### 【用語解説】

#### 会派

本市議会では、2人以上の所属議員を有する団体としています。

### 第3章 市民と議会の関係

#### (会議の公開)

第5条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議については、原則として公開するものとします。

#### 【解説】

本条は、市民に開かれた議会とするため、本会議、委員会、委員協議会を原則として、公開に努めることを定めています。

#### 【参考】

泉南市議会傍聴規則（昭和51年泉南市議会規則第1号）

泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）

#### (情報公開)

第6条 議会は、情報の公開請求に対し、迅速かつ適切に対処しなければなりません。

2 議会は、その保有する個人情報の保護を適正に行わなければなりません。

3 情報公開及び個人情報保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

#### 【解説】

本条は、市民からの情報公開請求に対しては、迅速かつ適切に対応することを定めています。

また、情報の中でも個人情報は、特に慎重な取扱いが必要であることから、議会が所有している個人情報の保護について定めています。

#### 【参考】

泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）

泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）

#### (市民参加)

第7条 議会は、政策立案等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとします。

2 議会は、請願又は陳情を審議する場合においては、これらの提案者にその意見を述べる機会を設けるよう努めるものとします。

#### 【解説】

本条は、市民の意見を反映した開かれた議会を実現するため、「市民との意見交換の場」を設けることを定めています。

「市民との意見交換会の場」を設けることにより、市民に対し説明責任を果たすとともに、新たな課題の提案を受けて、議会としての政策立案又は政策提言に繋げていくことが可能となります。

また、請願又は陳情の審査については、その趣旨を十分理解し、審議に臨むため、提案者からの意見聴取の機会を設けることができることを定めています。

### 【市民との意見交換の場の運用】

「市民との意見交換の場」の設置までの具体的な方法等については、十分な効果が期待できるよう、その運用については慎重に協議、検討の上、実施してまいります。

### 【請願・陳情】

市議会に提出することができる、市政に関する意見や要望のことです。請願や陳情を提出するには、会議規則に基づく手続きが必要です。

### 【参考】

泉南市議会会議規則（昭和45年泉南市議会規則第1号）

#### （情報提供）

第8条 議会は、次に掲げる事項について議会広報紙又はインターネットを利用した広報手段により情報を発信するほか、インターネット配信による会議の中継を行うことにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう取組みを行うものとします。

- （1）会議録及び委員会記録の公開
- （2）議案に対する各議員の賛否の公表
- （3）議案書その他の会議書類の公開

### 【解説】

本条は、市民に開かれた議会として、様々な広報手段（議会広報紙、議会ホームページ）を使って議会活動に関する情報を積極的に発信するほか、インターネットによる本会議の生中継及び録画放送を行うことにより、多くの市民の方に議会と市政に関心を持ってもらえる取組みについて定めています。

## 第4章 市長等と議会の関係

#### （市長等と議員の関係）

第9条 議会審議における議員と市の執行機関及びその補助機関（以下「市長等」という。）との関係は、緊張関係を保持するよう努めなければなりません。

- 2 一般質問及び代表質問における議員と市長等の質疑応答は、市民にわかりやすいものとなるよう、一問一答方式で行うことができます。
- 3 市長等は、本会議又は委員会において議員から質問を受けたときは、論点及び争点をわかりやすくするため、議長又は委員長長の許可を得て、当該議員に対し反問することができます。
- 4 議員は、議長を経由して市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができます。
- 5 議員は、議長を経由して、市長等に対し文書による質問を行うことができます。この場合において、議長は、市長等に対し文書による回答を求めるとします。

### 【解説】

本条は、市長等と議会及び議員の関係について定めています。

- (1) 議会での審議における議員と市の執行機関及びその補助機関との健全な緊張関係の保持について定めています。
- (2) 本会議における一般質問及び代表質問の質疑応答は、傍聴者等に分かりやすいよう一問一答方式とすることができることを定めています。
- (3) 市長等は、本会議及び委員会において、議長及び委員長に、反問権の行使を申し出て、許可を得てから反問することができることを定めています。  
なお、反問とは、質問の趣旨や内容を確認し、論点を整理するために質問することを行います。
- (4) 議員は、審議等（政策立案等又は議案審議）に必要な範囲内で、市長等が保有している資料の提供を求めることができることを定めています。
- (5) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、事案等が発生した場合、必要に応じて、議長を通じて文書により質問し、文書で回答を求めることができることを定めています。

## 【用語解説】

### 補助機関

地方公共団体の長の補助機関とは、副市長、会計管理者、事務を執行する市職員であり、各執行機関の補助機関としては、教育委員会事務局職員、選挙管理委員会事務局職員、農業委員会事務局職員等、それぞれの執行機関で事務を執行する者。

### （議会審議における論点情報の形成）

第10条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画（以下「政策等」といいます。）について、その論点を明確にするため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明するよう求めるものとします。

- (1) 政策等の提案に至るまでの経緯、理由及び今後の効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令又は条例その他の関係例規
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置及び将来にわたるコスト計算

2 議会において政策立案等をする場合は、前項の規定を準用することとします。

## 【解説】

本条は、市長から提案される重要な政策、施策、計画について、政策等の公正性、透明性の確保、議会審議での論点の明確化、議決責任を果たすため、6つの事項を示すよう求めることを定めています。

また、委員会又は議員が議案を提案する場合にも適用されます。

## 【用語解説】

### 重要な政策、施策又は計画（以下「政策等」）

議会に提案される市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される政策、施策又は計画

**(予算及び決算における政策説明)**

第11条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、市長に対し、政策等の内容を施策別・事業別の説明書として明らかにするよう求めることができます。

**【解説】**

本条は、市長が予算・決算を議会に提出する際に、併せて分かりやすい政策説明書の提出を求めることができることを定めています。

**(事件議決の拡大)**

第12条 議会は、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される次に掲げる事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議決権を行使します。

- (1) 総合計画の策定又は見直し
- (2) 市民憲章の制定又は改廃
- (3) 各種宣言の制定又は改廃
- (4) 姉妹都市及び友好都市の締結又は改廃

2 議会は、前項に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、議会の議決をもって、議決事項として追加することができます。

**【解説】**

議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項で規定されていますが、同条第2項では、条例で議会の議決事件を追加できることを定めています。

この規定により議会は、市政全般にわたる重要な計画等について、議会の議決事項に追加することより、計画の意義や重要性を認識し、行政運営を監視、評価していくことができます。

本条では、総合計画の策定、改廃など4項目を定めていますが、これらの他必要があると認めるときは、議会の議決をもって、議決事項の追加も可能としています。

**【参考】**

**法第96条第2項**

普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

## 第5章 討論の拡大

### (議員間自由討議)

第13条 議会は、議員間の自由討議の場と時間を十分に確保し、論議を尽くすものとしします。

#### 【解説】

本条は、議会が言論の府であることを認識し、徹底した議員間の自由な討議を行って合意形成を図ります。

#### 【基準】

自由討議の実施については、次のとおりとする。

- ・本会議及び各委員会において実施する。
- ・付託された案件（所管事務調査を除く）について採決の前までに実施する。

### (政策討論会)

第14条 議会は、市政に関する重要な政策等について合意形成を図り、及び市政の課題について認識を共有するため必要に応じて政策討論会を行うものとしします。

本条は、市政に関する重要な政策等について、議員間での合意形成を得るための政策討論会を開催することができることを定めています。

#### 【用語解説】

「重要な政策等」 ※第10条用語解説参照

## 第6章 委員会

### (委員会)

第15条 委員会は、審査に当たり、資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとしします。

- 2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案等を行うよう努めるものとしします。
- 3 委員会は、視察終了後速やかに報告書を作成し、公表するものとしします。
- 4 委員会について必要な事項は、別に条例で定めます。

#### 【解説】

本条は、委員会に付託された案件の審査に際し、資料等を積極的に公開することにより、公正性、透明性の確保を図り、市民にわかりやすい審査に努めることを定めています。資料の取扱いについては、当分の間、本会議同様、議案書（予算、決算書を除く）を閲覧することとしています。

また、各委員会は、所管事務に関する調査研究を積極的に行うこととし、視察終了後は、速やかに報告書を作成し、公表することを定めています。

#### 【参考】

泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）

## 第7章 政務活動費

### (政務活動費)

第16条 議員は、政務活動費を有効に活用し、政策立案等に生かせるよう積極的に市政の調査研究その他の活動を行わなければなりません。

2 政務活動費について必要な事項は、別に条例で定めます。

### 【解説】

本条は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費について、調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、有効に執行するよう定めています。

また、政務活動費については、別に泉南市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年泉南市条例第2号）を定めています。

### 【参考】

平成25年第2回定例会において、泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例（平成25年泉南市条例第32号）を制定し、平成25年7月1日から平成28年10月27日（議員任期満了）までの間については、政務活動費の40%の減額を行っています。

## 第8章 議会改革の推進

### (議会改革)

第17条 議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとします。

### 【解説】

本条例の施行後も議会のあり方について検討を重ねることとし、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、引き続き議会改革に取り組むことを定めています。

## 第9章 議会機能の充実強化

### (議員研修)

第18条 議員は、政策立案等に係る能力の向上を図るため、次に掲げることを行わなければなりません。

- (1) 各種研究会又は研修会への参加
- (2) 各種研究会又は研修会の開催
- (3) 独自による調査研究

### 【解説】

議員は、政策立案又は政策提言に係る能力の向上を図るため、各種研究会・研修会への参加や開催に努めるとともに、市民の代表者としての立場を自覚し、常に、独自による調査研究に励むことを定めています。

### (議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究及び政策立案等の能力向上を図るため、議会図書室の機能の強化に努めるものとします。

#### 【解説】

本条は、議員の調査研究を支援し、政策立案等の向上を図るために議会図書室の充実について定めています。

#### 【参考】

議会図書室は、地方自治法第100条第18項の規定により設置が定められています。

### (専門的識見の活用)

第20条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとします。

#### 【解説】

本条は、地方自治法第100条の2の規定に基づき、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査について学識経験を有する者等に依頼することができることを定めています。

#### 【用語解説】

##### 学識経験を有する者等

個人だけでなく、法人、法人格のない団体・組織等も対象となるものであり、調査研究機関、大学、コンサルタント会社等も含まれます。なお、法第100条の2では、地方公共団体の外部の知見を活用する方策として制度化されたものであり、当該地方公共団体の議員や執行機関の職員をして調査させることは想定していません。

### (議会事務局の体制整備及び強化)

第21条 議会は、議会の活動を円滑に行うため、議会事務局（以下「事務局」といいます。）の組織体制の整備に努めなければなりません。

- 2 議会は、議員の政策立案等を補助するため、事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努めなければなりません。
- 3 議会は、市民に対し、迅速かつ積極的に議会に関する情報を提供するため事務局の情報発信機能の強化に努めなければなりません。

#### 【解説】

本条は、議会の政策立案等の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるためには、その活動を補助する議会事務局の充実強化が必要となることから設けたものです。

## 第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### (議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 議員の政治倫理の規範について必要な事項は、別に定めるよう努めるものとします。

#### 【解説】

本条は、議員は、市民の代表であることを深く自覚し、その人格と倫理の向上に努めるよう定めています。

### (議員定数)

第23条 議員の定数について必要な事項は、別に条例で定めます。

2 委員会又は議員は、前項の定数を改正しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して、議案を提出しなければなりません。

#### 【解説】

議員の定数は、泉南市議会議員定数条例で定めています。

また、委員会又は議員が地方自治法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、議員定数の条例改正議案を提出する場合は、市民への説明責任を果たすために、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して提出することを定めています。

#### 【参考】

泉南市議会議員定数条例（昭和56年泉南市条例第16号）

### (議員報酬)

第24条 議員に支給する報酬、費用弁償及び期末手当（以下「報酬等」といいます。）について必要な事項は、別に条例で定めます。

2 委員会又は議員は、前項の報酬等の額又はその支給方法を改正しようとするときは、明確な改正理由を付して、議案を提出しなければなりません。

#### 【解説】

議員報酬は、別に泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年泉南市条例第18号）で定めています。

また、委員会又は議員が地方自治法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、議員報酬等の条例改正議案等を提出する場合は、市民への説明責任を果たすために、明確な改正理由を付して提出することを定めています。

#### 【参考】

平成25年第2回定例会において、泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の臨時特例に関する条例（平成25年泉南市条例第31号）を制定し、平成25年7月1日から平成28年10月27日（議員任期満了）までの間については、議員報酬の6%の減額を行っています。

## 第 1 1 章 条例の位置付け及び見直し

### (条例の見直し)

第 2 5 条 議会は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとします。

2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとします。

### 【解説】

議会は、この条例施行後 4 年を超えない期間ごとに、目的が達成されているか検証し、必要に応じて条例の改正等必要な措置を講じることとしています。

### (条例の位置付け)

第 2 6 条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定めたものであり、議会に関する他の例規の制定及び改廃並びにこれらの運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとします。

### 【解説】

本条は、本条例の議会に対する基本的な事項を定めています。そのため、議会に関する他の条例の制定その他の関係例規の制定や改廃を行う場合は、本条例との整合性を図ることを定めています。

### 附則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。